

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは、その翌日)

目 次

- ◆ 告 示 争議行為の実施
保安林の指定の解除
新たに行おうとする土地改良事業計画の適否の決定
土地改良事業計画の適否の決定(二件)
開発行為に関する工事の完了

告 示

鳥取県告示第五百三十九号

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十七条第一項の規定に基づき、博愛病院従業員組合執行委員長石田登から争議行為を行う旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の四第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年七月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 事件

夏季一時金の要求に関する件

二 日時

昭和五十一年七月二十一日からこの事件が解決する日まで

三 場所

医療法人同愛会博愛病院に勤務する組合員の所属する全職場(米子市)

四 概要

あらゆる形の争議行為を実施する。

鳥取県告示第五百四十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十一年七月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

岩美郡福部村大字海士字高浜八八九の五〇一、八八九の六二四(以上

二筆について、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び福部村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百四十一号

昭和五十一年六月十八日付で羽合土地改良区から申請のあつた新たに
行おうとする土地改良(四ヶ村地区農業用排水)事業については、審査
の結果その計画を適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百
九十五号)第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定に
より、次のとおり告示する。

昭和五十一年七月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年七月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯郡羽合町大字長瀬一九五四―一

羽合土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期
間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百四十二号

昭和五十一年五月三十一日付で倉吉市から申請のあつた土地改良(下
谷田地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めた
ので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五

項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年七月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年七月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期
間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百四十三号

昭和五十一年六月十八日付で倉吉市から申請のあつた土地改良(中河
原地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、
土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項にお
いて準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年七月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年七月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百四十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十一年七月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十年七月一日 鳥取県指令受都計第二百八十号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市正蓮寺字フケ

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

兵庫県揖保郡太子町糸井二九五

株式会社兵庫県月の友の会

取締役社長 三木正己